

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

<p>改正案</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六十八 (略)</p> <p>六十九 ヒトIL-11製剤を用いた心筋保護療法 ST上昇型急性心筋梗塞(再灌流療法を施行する場合に限る。)</p> <p>七十 重粒子線治療 前立腺がん(遠隔転移しておらず、D, Amico分類で高リスク群と診断されるものに限る。)</p>
<p>現行</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>